平成２３年（フ）第３号
北海道苫小牧市字沼ノ端928番地の７
債務者　堀田　裕子（旧姓扇谷）
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８８７号
仙台市若林区南小泉３丁目15番31号　ケントハウス南小泉Ａ棟202
債務者　遠藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０１号
宮城県岩沼市松ケ丘１丁目４番地の31
債務者　今　　理絵（旧姓島貫）
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３３号
宮城県名取市那智が丘５丁目15番地の８
債務者　伊深　義弘
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４７号
仙台市宮城野区新田東３丁目13番地の３　サンヴァーリオ新田駅前Ⅲ307
債務者　佐伯　優子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
仙台市若林区遠見塚２丁目20番20号
債務者　小川　彌一
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮城県岩沼市二木２丁目２番７―201号
債務者　洞口　紀子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
仙台市太白区中田町字法地南16番地の５
債務者　加納美穂子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
秋田市泉南１丁目15番８号　セジュール小玉Ｂ―202
債務者　佐藤さと美
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
秋田市広面字川崎101番地
債務者　秋本　　薫
１　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
秋田市外旭川八幡田１丁目４番20号、前住所秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅６―10号
債務者　荒神　昌代
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
秋田市添川字鶴木台89番地１
債務者　山本　裕子
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６号
福島県二本松市若宮２丁目26番地１
債務者　桂澤　美和（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
福島県相馬市新沼字坪ケ迫１番地の１　市営住宅68―４号
債務者　大友はるみ
１　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７６５号
茨城県ひたちなか市大字田彦1418番地２　サンスイートマンション206号、旧住所茨城県ひたちなか市大字堀口92番地５
債務者　金山建二郎
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６７号
茨城県鉾田市汲上4293番地９、旧住所千葉県市川市田尻５丁目21番４号　第２瀬戸コーポ201号
債務者　古里　美樹（旧姓南部）
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７９号
茨城県ひたちなか市大字三反田5135番地１
債務者　住谷　晶子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所